

預金保険法第80条に基づく「業務及び財産の状況等」
に関する報告書

平成14年 2月 4日

岡山県信用組合

金融整理管財人

田 野 壽

藤 川 宏 紀

目 次

	頁
I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	1～3
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1～2
(3) 破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	3
(1) 資本の状況	3
(2) 自己資本回復の断念	3
II. 業務及び財産の状況について	3～6
1. 与信業務	3
2. 預金業務	4
3. 投資等業務	4
(1) 投資有価証券	4
(2) 商品有価証券	4
4. 固定資産等の状況	5
5. 不良債権の状況	5
6. 関連会社の状況	6
III. 事業譲渡等の見込みについて	6～7
1. 基本方針	6
(1) 早期譲渡	6
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	6
(3) 経費の削減	6
(4) 地域金融機能の維持	6
(5) 内部管理体制の整備	6
(6) 責任追及体制の確立	6
2. 具体的施策	7
3. 事業譲渡の見込み	7

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当組合は、平成13年12月7日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「組合の財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行ないました。これを受けて、同日付で、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づく報告の求めに応じ、当組合の業務及び財産の状況等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成13年12月7日に選任された金融整理管財人のもとで直ちに開始いたしました。が、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。しかしながら、預金保険法第83条に基づき金融整理管財人のもと、現在さらに旧経営陣等の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査もすすめており、管理を命ずる処分を受ける状態に至った経緯・原因等につきましては、後日、より明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和27年9月に設立し、岡山県一円を事業区域として、組合員である中小零細企業者等の金融の円滑化と地域経済の発展に寄与すべく、事業の展開を図ってまいりました。

平成10年10月には真庭信用組合と合併し、県北の真庭地区5店舗の営業を引き継ぎ、岡山県内25店舗で営業を展開し現在に至っております。

この間、特にバブル経済崩壊後は、地域経済の停滞や金融機関相互の競争の激化等から収益環境が悪化したため、人員の削減、事務の合理化等経営の効率化を図ってまいりましたが、長期にわたる不況の影響により、取引先企業の業績悪化が顕著となり、不良債権が増加することとなりました。

(2) 経営破綻に至った経緯

平成11年度に、通常の業務純益では不良債権の償却原資が不足することから、内部留保拡充と貸出金償却等の不良債権処理を進めるため、株式と株式投資信託の有価証券運用を積極的に行いました。この年のIT関連株式の急騰とゼロ金利政策による株式市場の好調にも支えられ、有価証券利息配当金と株式売却益により、資産の自己査定に基づく不良債権の償却と貸倒引当金の繰入れ合計60億9千4百万円を処理することができました。

しかし、平成12年度には、多額の不良債権処理を余儀なくされる中で、世界的な景気の悪

化と金融機関の保有持合株式売却の動きなどにより株式市場が低迷したため、有価証券運用による償却原資を確保できず、その結果、12年度の最終損失は7億5千4百万円となり、自己資本比率も4.40%となりました。

さらに、平成13年9月仮決算において、金融商品の時価会計基準に基づく有価証券の評価及び会計処理と資産の自己査定に基づく不良債権処理を行った結果、株式及び株式投資信託の減損処理にともなう株式等償却額92億8千4百万円、減損処理以外のその他有価証券の評価損額30億5千2百万円、貸倒引当金の繰入額15億5百万円の損失処理等が必要となり、91億7千8百万円と多額の債務超過に陥り、自己資本比率も $\Delta 9.42\%$ になりました。

当組合では、当該債務超過を早期に解消する有効な経営改善策を立てることができず、当組合を取り巻く金融経済情勢、経営環境や当組合の財産状況等を勘案した結果、組合の財産をもって債務を完済することができない状況にあると認められることから、平成13年12月7日、預金保険法第74条第5項に基づく申し出をするに至りました。

(3) 破綻に至った要因

平成10年度には、真庭信用組合との合併や不良債権の増加により収益状況は極度に悪化しておりましたが、駅前支店の共同ビル建設に伴う不動産売却益と目的積立金取り崩しにより、最終利益は4千4百万円となりました。しかし、翌平成11年度以降ほかにとるべき手段もなく、経営陣は折からのITバブルと呼ばれる株式市況の急騰を受け、余資運用を有価証券、特に株式、株式投資信託の運用へ集中させていきました。そして、平成11年度には60億9千4百万円の不良債権処理を行い、最終利益6億2千4百万円を計上することができました。

しかし、一方で平成12年3月末にはすでに $\Delta 26$ 億6百万円の有価証券の評価損益を抱えており、また、約400億円の有価証券運用を行っているにもかかわらず、保有限度額など有価証券に係るリスク管理体制が整備されておらず、特定の役員が直接運用を担当するなど、牽制機能が発揮されない状態でもありました。このような状況で、平成12年度以降も代表理事の判断で有価証券運用額を減少させることなく継続して来ました。

そして、平成12年4月以降の株式市場の急落により有価証券含み損が増加し、平成12年9月末には有価証券の評価損益が $\Delta 59$ 億1千8百万円と組合員勘定を越える額となり、さらに平成13年3月末には $\Delta 92$ 億1千6百万円と増加の一途をたどり、もはや自力再建の方策はない状況に陥りました。

このようなことに至ったのは、融資・有価証券などのリスク管理に対する認識が全般的に不足しており、特に有価証券運用においては牽制機能がほとんど機能していないなど、経営陣による組合運営に問題があったことが主な要因と考えております。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

当組合は、平成12年3月期決算を6月20日に発表した直後、7月より実施された財務局による検査で31億1千9百万円の追加引当・償却が確認され、この修正により自己資本比率は当初発表の4.70%から2.65%へと大幅に低下することとなったことから、平成13年2月27日中国財務局長より、協金法第6条第1項において準用する銀行法第26条第2項に規定する区分等を定める命令第1条第1項の表の「第一区分」に該当する旨の検査結果通知がありました。これを受けて平成13年3月26日に「検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告」を提出いたしました。

(2) 自己資本回復の断念

当組合は、平成13年3月期決算において、有価証券の評価損益が△92億1千6百万円と膨らみ、実質債務超過となりました。上部団体である全国信用協同組合連合会、岡山県、地元有力金融機関等に対し、優先出資による自己資本増強計画を策定し、鋭意交渉してまいりましたが、支援を受けることは不可能となりました。

このような状況を踏まえ、取引先の信認を回復することは著しく困難であり、組合の財産をもって債務を完済することができないとの判断に基づき、平成13年12月7日、預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うに至りました。

II. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務については、主要営業地域である岡山市の建設業、製造業を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

＜貸出金残高推移＞ 店舗数：25店 (単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	113,429	100.0	130,050	100.0	122,418	100.0	112,752	100.00	42,927	100.0
うち中小企業	81,754	72.1	92,582	71.2	84,755	69.2	77,827	69.0	29,059	67.7
うち個人	31,669	27.9	37,215	28.6	37,420	30.6	34,711	30.8	13,325	31.0
うちその他	6	0.0	252	0.2	242	0.2	212	0.2	543	1.3

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

2. 預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員への営業により維持されてまいりました。

〈預金残高推移〉 店舗数：25店 (単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預金残高	163,319	100.0	181,129	100.0	182,734	100.0	177,053	100.0	65,732	100.0
うち個人預金	118,025	72.3	136,378	75.3	134,332	73.5	136,062	76.8	52,367	79.7
うち法人預金	36,634	22.4	41,039	22.7	42,781	23.4	37,102	21.0	11,118	16.9
うちその他	8,660	5.3	3,712	2.0	5,621	3.1	3,887	2.2	2,241	3.4

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

投資有価証券につきましては、平成11年度より株式、株式投資信託に比重が傾いた運用を行ない、結果として含み損の増加が顕著となりました。

〈投資有価証券残高推移〉 (単位：百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末の経額増減
投資有価証券	33,015	41,312	41,235	△ 9,216
国債・地方債	7,042	9,517	9,941	17
社債	13,356	9,389	2,960	36
株式	1,352	8,308	8,100	△ 4,130
その他	11,263	14,096	20,233	△ 5,140
貸付有価証券	0	0	0	0

(2) 商品有価証券

当組合は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産等の状況

保有固定資産(営業用不動産、所有不動産)の状況は以下のとおりです。

〈固定資産の状況〉 (単位:百万円)

	平成13年3月末						
	土 地				建 物		
	件数	簿 取得 価格	評価額	含み損益	件数	簿 取得 価格	簿 償 却 後 価
事業用 不動産	23	2,812	2,408	△404	24	2,962	1,023
所有 不動産	0	0	0	0	0	0	0

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は、以下のとおりとなっています。

〈リスク管理債権の状況〉 (単位:百万円、%)

区 分	12年3月期		13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合
破綻先債権	2,874	2.3	3,782	3.4	1,163	2.3
延滞債権	11,405	9.3	13,899	12.3	4,402	8.8
3ヵ月以上延滞債権	651	0.5	209	0.2	195	0.4
貸出条件緩和債権	11,421	9.3	10,797	9.6	2,239	4.5
合 計	26,353	21.5	28,688	25.4	7,999	15.9

〈金融再生法の開示債権〉

(単位:百万円、%)

区 分	12年3月期		13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	金額	債権の占め る割合	金額	債権の占め る割合	金額	債権の占め る割合
破綻更正債権等	5,446	4.4	10,482	9.2	3,310	6.2
危険債権	8,851	7.1	7,216	6.3	2,509	4.7
要管理債権	12,073	9.7	11,006	9.6	2,382	4.5
正常債権	97,985	78.8	85,717	74.9	44,816	84.6
合 計	124,357	100.0	114,423	100.0	53,017	100.0

6. 関係会社の状況

関係会社については、事業譲渡するまでに清算する方針であります。

会社名	主な業務内容
けんしんビジネス㈱	①本店建物の清掃・管理業務 ②用度品の調達・発送業務

Ⅲ. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、事業譲渡契約を締結した株式会社トマト銀行に対し円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、株式会社トマト銀行への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の確立

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、株式会社トマト銀行へ早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

平成14年2月4日に事業譲渡契約を締結した株式会社トマト銀行へ、早期に事業譲渡できるよう努力してまいります。

以上